

# 介護福祉士実務者研修受講資金 貸付制度のご案内

介護福祉士国家試験を実務経験ルートで受験する場合に必須要件となった、介護福祉士実務者研修（以下「実務者研修」といいます）を受講する方に、その受講に必要な資金を貸付する制度です。介護福祉士登録後、神奈川県内で介護等の業務に2年間継続して従事された場合は、貸付金の返還免除の申請が可能となります。

## ◆貸付要件等

以下のすべてを満たす方が対象となります

- ①実務者研修施設に在学中であること  
(研修申込みをしていない、  
または既に研修を修了している方は対象外です)
- ②介護福祉士の資格登録後、県内で「介護等の業務」に従事する意思がある
- ③貸付申請年度に実務者研修を修了し、当該年度の介護福祉士国家試験を受験する方
- ④65歳までに実務者研修を修了見込みの方

## ◆申請にあたっては、連帯保証人が必要です。

日本国内に居住する（外国籍の方は在留資格が永住者であること）  
貸付申請時に20歳以上、80歳以下で、原則独立の生計を営むなど安定した収入がある方  
(同一生計で他に収入がある方を連帯保証人に立てる場合は、年収84万円以上の方)

◆申請者は、他の申請者の連帯保証人となることはできません。また、連帯保証人は、自身が借受者となること、及び複数の連帯保証人となることはできません。

[実務者研修貸付制度に関する詳細は、福祉人材センターホームページをご覧ください](#)

かながわ福祉人材センター 実務者研修受講資金 検索

## ◆申請方法

- ①実務者研修をお申込み後に、福祉人材センターまでお電話ください。  
➔貸付要件等を説明後、申請書類を郵便でお送りします。  
※以下の方は対象外となります。  
・実務者研修の申込みをまだしていない方  
・実務者研修が既に修了している方
- ②申請に必要な書類を揃えてください。  
詳細は申請書類の案内をご覧ください。
- ③実務者研修受講期間中に、福祉人材センターへ申請書類を郵送にて提出してください。  
・実務者研修受講期間中の方のみ申請が可能です。  
➔受講期間とは自宅学習開始日から修了日までをいいます。  
  
・受講開始前および修了後は申請の受付はできませんのでご注意ください。

◆貸付金額 200,000円以内

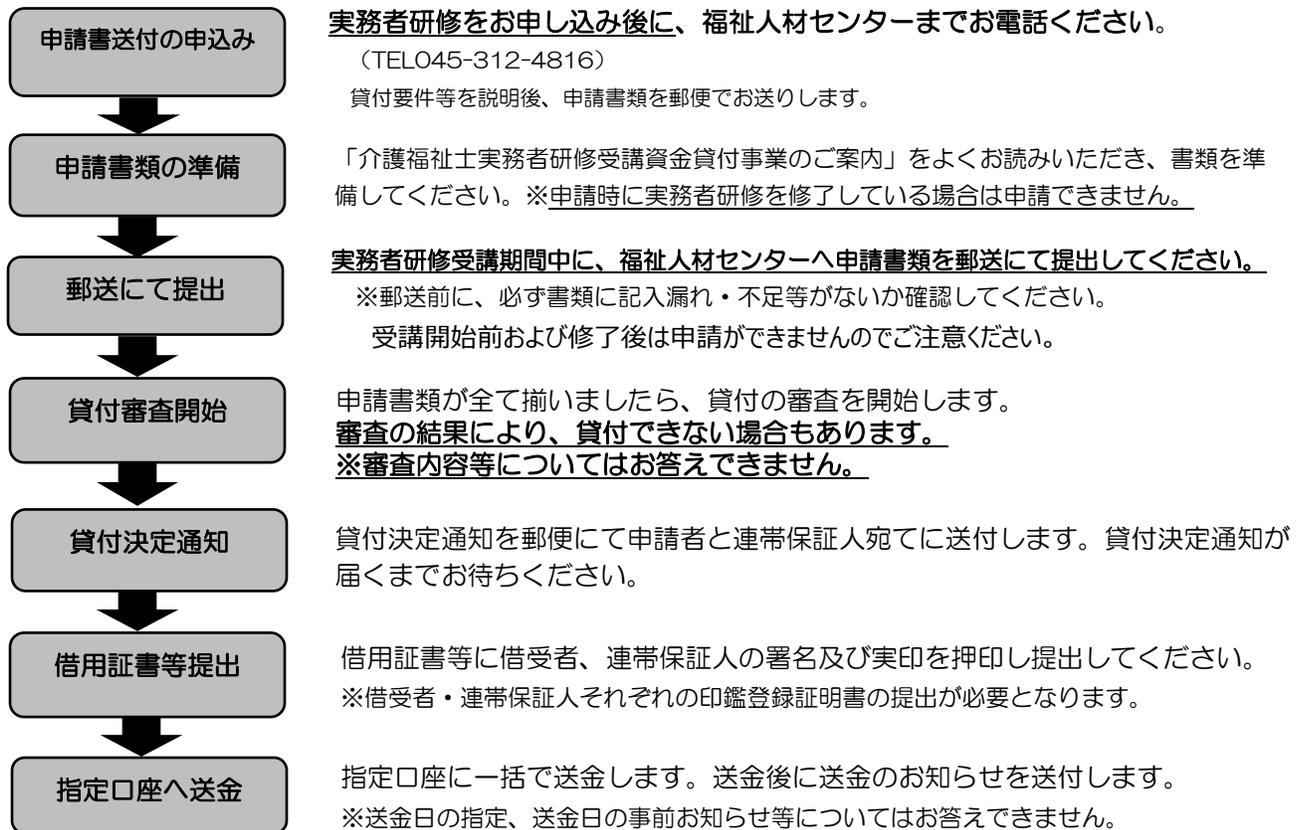
◆貸付利子 無利子

◆こちらは「貸付金」です。貸付には審査があります。審査結果によっては、貸付できない場合があります。

問い合わせ先 社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 福祉人材センター  
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 13階  
TEL 045-312-4816

月～金（祝祭日除く） 9:00～12:00、13:00～17:00

## ◆実務者研修受講資金貸付申請手続きの主な流れ



## ◆申請に必要な書類

- ①貸付申請書 ②現在の従事先の業務従事期間証明書 ③実務者研修施設発行の在学証明書  
④3ヶ月以内の住民票（申請者と連帯保証人）⑤個人情報の取扱いについての同意書 ⑥提出チェックリスト

➔ ①、②、⑤、⑥は所定の様式があります。貸付要件等を説明後、郵便にてお送りしますので、記入の上、①～⑥すべてを郵送にて提出してください。

## ◆貸付金の返還免除の要件

以下を全て満たした場合に、返還免除の申請ができます。

- ①実務者研修を修了後、介護福祉士の国家試験に合格し、合格後 **1年以内**に介護福祉士登録を行う  
②介護福祉士登録後、**神奈川県内の福祉施設等で、「介護等の業務」に2年間以上継続して従事する**  
(2年間とは、介護福祉士として730日在籍し、うち360日以上または週20時間以上の従事となります)

\*介護福祉士の国家試験に合格しなかった場合は、貸付申請年度の翌々年度までの受験まで、申請により貸付金返還の猶予期間とすることが可能です。